

新潟県立新潟よつば学園もう教育部門同窓会
金山六光会 会則

- 第1条 本会は新潟県立新潟よつば学園もう教育部門同窓会金山六光会と称し、事務所を母校もう教育門内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の友誼を厚くし、智徳の修養と福利の増進をはかることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 同窓会通信の発行
 - (2) 研修会または懇親会の開催
 - (3) 「ひまわりの会」(視覚障害重複卒業生およびその保護者)との交流会、
 - (4) 視覚障害への啓発活動
 - (5) 提携互助
 - (6) その他必要と認めた事項
- 第4条 本会は新潟県立新潟よつば学園もう教育部門卒業生を正会員とし、教育職員を客員とする。
但し、中途退学者であっても希望により会員となることができる。
- 第5条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は評議員会で推薦し、総会の承認を得なければならない。
但し、母校校長は会議の議決を待たずに顧問に推薦するものとする。
- 第6条 正会員は入会金として、所定の金額を納めなければならない。

第7条 本会には次の役員を置く。

会長 1名、副会長、2名 理事 若干名、
評議員 若干名、会計監査 若干名

- (1) 会長、副会長、評議員及び会計監査は総会で会員中より選出する。
- (2) 理事は正・副会長の合議により会員中より選出し、総会の承認を得る。

第8条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、理事は会長の指示を受け会務に従事し、評議員は重要事項の評議を行う。

会計監査は会計を検査証明する。

第9条 会長、副会長、理事、評議員、会計監査の任期は2カ年とし、これに欠員を生じたときには会長、副会長の合議により補充し、前役員の前任期間を受け継ぐものとする。

10条 会議を次の4種とする。

- ① 総会
- ② 正副会長会議または理事会
- ③ 評議員会
- ④ 会計監査会

- (1) 総会は隔年6月の第3日曜に開き、会務の報告、議事等を行う。
- (2) 正副会長会議または理事会は必要に応じてこれを開き、会務執行に関する評議、評議員会に附議する議案の調整をする。
- (3) 評議員会は毎年開き、予算、決算その他の重要事項について協議する。
但し、総会、評議員会は必要に応じこれを招集することができる。

(4) 会計監査会は毎年評議員会前に開き、会計を検査証明する。

第 1 1 条 本会の事業を円滑に遂行するため、事務局を母校
もう教育部門内に置く。

- (1) 事務局は、会長・副会長・会計担当理事・学校内理事および学校教職員より構成する。
- (2) 事務局は、相談、通信物の印刷・発行、会計管理、会員名簿の管理、事業の企画・運営などに当たる。

第 1 2 条 会員がその義務をおこたり、あるいは会の名誉をき損したときには、評議員会で除名することができる。

第 1 3 条 会則の改正には総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

付則

2 0 2 2 年（令和 4 年）3 月 1 3 日より施行する。